

## 第40回 滄溟会関東支部総会議事録

—令和元年6月30日 14:00～15:00— 台東区民会館

### 1. 総会成立要件の確認

出席者 37名、委任状数 67名、計114名

関東支部ネット登録者数232名

会則第19条第2項 総会は登録会員の4分の1以上の出席（欠席会員の委任状を含む）がなければ議決する事ができない。

232名の1/4は58を超えており、総会は成立。

### 2. 議長選出 田中支部長

### 3. 議事録署名人 Z37児島、S41渡邊

### <決議事項>

#### 第1号議案 会則の変更（添付資料1参照） 田中支部長

会則変更の骨子

- ・ゆうちょ銀行への住所届けのため、会則に滄溟会関東支部の所在地を明記。
- ・次期（2020年6月1日～2021年5月31日）からの年会費を1,000円から2,000円に値上げ。
- ・昨年度から廃止している終身会員制度について、改めて年会費の支払いを依頼する。  
なお、終身会費は10年分の会費と同額であり、終身会費支払後10年に満たない会員については、請求があれば残額相当分を返戻する。

#### 第2号議案 第39期（平成30年度）決算報告 田中支部長

概要

- ・総会・懇親会を例年通りに実施。
- ・女子・若手部会、その他の部会の計画を立てたが、会員の予定調整が難しく、若手会を実施、ジャパン・フィッシャーメンズフェスティバル時に有志懇親会を開催。
- ・予算では469,800円の赤字から、決算では18,389円と赤字幅が大幅に縮小となった。

資産の内訳

- ・前年度末時点の資産内訳

ゆうちょ銀行京橋支店 定期預金 7,540,000円

ゆうちょ銀行京橋支店 普通預金 674,352円

合計 8,214,352円

- ・今年度末の繰越金は下記の通り。

ゆうちょ銀行京橋支店	定期預金	7,540,000円
ゆうちょ銀行京橋支店	普通預金	695,964円
	合計	8,235,964円

第3号議案 第40期（令和元年度）事業計画及び収支予算 土橋新支部長  
概要

- ・ 会員登録の促進
- ・ 本部との連携による活動費確保
- ・ 支部活動（総会の他、若手支援業務等の実施）
- ・ 収支の黒字化

以上、第1号議案～第3号議案まで、質問、意見等の発言は一切なし。  
満場一致にて、承認。

<報告事項>

第1号事項 前事業年度の事業報告 田中支部長

■ 平成30年度事業報告

① 関東支部総会の開催

平成30年6月23日（土曜日）台東区民会館にて開催。参加者71名。

② 支部役員会の開催

昨年度中に下記のとおり隔月の役員会を開催し、支部運営について協議した。

第1回目 平成30年7月25日 参加者 9名

第2回目 平成30年9月14日 参加者 12名

第3回目 平成30年11月9日 参加者 8名

第4回目 平成31年1月18日 参加者 5名

第5回目 平成31年3月8日 参加者 10名

第6回目 平成31年5月10日 参加者 12名

第7回目 平成31年5月24日 参加者 4名

場所：よしもとクリエイティブエージェンシー会議室

（7回目のみ、ドーバーシーフーズ社）

時間：18：30～21：00

③ 若手会の実施

平成30年5月25日（金）若手会員の情報交換会を品川のビアガーデンで開催し、支部から36,000円を補助した。

参加者：56期～68期の卒業生18名が参加。

幹事：宮本敏晴（食品64期）

参加者の勤務先：マルハニチロ(株)、日本水産(株)、(株)極洋、ニチモウ(株)  
三菱食品(株)、(株)ベニレイ 他

④ 懇親会の開催

平成30年11月25日(日)日比谷公園で開催されたジャパン・フィッシャー  
マンズフェスティバルの会場に有志が集合し、懇親会を実施した。

参加者 稲富、遠藤、児島、近藤、田中、宮内、宮本、(敬称略)

第2号事項 業務及び会計監査の結果に関する内部監査役の報告 山田業務監査  
概要

- ・山田業務監査、宮内会計監査の監査結果を代表して、山田業務監査が説明。
- ・事業内容、会計ともに適切に処理されていたことを確認。

第3号事項 役員を選出結果 田中支部長

役職	期	氏名	任期	主たる業務
支部長	G 3 9	土橋 猛	新任	支部代表 会務の統括
事務局長	G 3 8	早栗 浩	新任	総務・会計担当
副支部長	Z 3 7	児島琢郎	新任	支部長補佐
〃	S 4 1	渡邊剛幸	新任	支部長補佐
会務役員	G 2 9	財津正隆	留任	渉外・支部運営補佐
〃	G 4 0	宮内裕之	新任	渉外・支部運営補佐
〃	G 4 2	内田 誠	新任	渉外・支部運営補佐
〃	G 4 8	本田政弘	留任	渉外・支部運営補佐
〃	K 4 9	坂本直彦	新任	渉外・支部運営補佐
〃	情報 5 5	松本忠之	新任	渉外・支部運営補佐
〃	経営 5 7	稲富訓之	留任	渉外・支部運営補佐
〃	食品 6 4	宮本敏晴	留任	渉外・支部運営補佐
〃	流通 6 5	甲田大地	新任	渉外・支部運営補佐
内部監査役	G 2 9	山田篤郎	留任	業務監査
〃	Z 2 4	田中敏夫	新任	会計監査

以上、説明・報告につき、質問等は一切なし。

Z 3 7 児島琢郎

児島琢郎

S 4 1 渡邊剛幸

渡邊剛幸

<添付資料 1 >

滄溟会関東支部会則（改定案）

第1章 総則

第1条（名称）	本会は滄溟会関東支部（以下本支部という）と称す。
第2条（設置）	本会則は国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産大学校（以下母校という）同窓会の滄溟会会則第6条に基づき設置された本支部の会則（以下会則という）である。
第3条（事務所）	本支部の事務所は支部長の自宅に置く。
第4条（目的）	本支部は会員相互の親睦と知識の向上を図り、母校とのつながりを強め、母校の存続を支持し、同窓生の豊かな生活に寄与する事を目的とする。
第5条（事業）	第4条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 講演会及び会員交流会等の開催 (2) 業界情報及び求人・就職情報の提供 (3) その他必要と認める事項
第6条（事業年度）	事業年度は毎年6月1日から翌年5月31日までとする。
第7条（細則）	細則は必要に応じて役員会で定める。

第2章 会員

第8条（会員の資格）	資格は滄溟会会則第10条に準じ、原則、関東地区（東京、神奈川、埼玉、千葉、栃木、茨城、群馬、福島の1都7県）に在住又は勤務する滄溟会会員とする。
第9条（会員の種類）	本支部会員は登録会員と未登録会員及び特別会員で構成する。
2	登録会員になろうとする者は、本支部が定めた会員名簿に氏名、連絡先等を登録し、支部長がこれを管理する。
第10条（除名）	会員の中で、本支部の名誉を著しく傷つけまたは本支部の目的に反する行為があったと役員会が認めたものは、総会の決議により除名する事がある。

第3章 会費

第11条（会費）	会員は本支部会費（以下会費という）として年2,000円を納入する。ただし、教職にあった特別会員は会費を免除する。
2	納入された会費は返戻しない。

第4章 役員及び事務局

第12条（役員）	本支部の運営にあたり、滄溟会関東支部役員（以下支部役員という）と滄溟会本部理事（以下本部理事という）を置く。
2	支部役員の内訳は次の通りとする。なお、支部長、内部監査役

		<p>以外は任務を兼任することができる。</p> <p>(1) 支部長 1名</p> <p>(2) 事務局長 1名</p> <p>(3) 副支部長 若干名</p> <p>(4) 会務担当役員 若干名</p> <p>(5) 内部監査役 2名</p>
第13条(役員を選出)	3	<p>本部理事は滄溟会本部総会及び理事会に出席し、本部会務の審議と業務の執行及び、本部との情報の共有を図る。</p> <p>支部役員は現役員会が指名する候補者及び、登録会員からの推薦者、立候補者から現役員会が選出し、支部総会（以下総会という）で報告する。</p>
第14条(職務)	2	<p>本部理事は滄溟会細則「2. 役員など選出規程」第2条に基づき、支部役員の中から本人の承諾を得て役員会で選出する。</p> <p>支部長は本支部を代表し会務を統轄する。</p>
	2	<p>副支部長は支部長を補佐、支部長に事故ある時はこれを代理する。また、広報、渉外、登録会員の管理を担当する。</p>
	3	<p>事務局長は総務及び会計を担当する。</p>
	4	<p>会務担当役員は役員会で必要とされる会務を担当する。</p>
	5	<p>内部監査役は本支部の財務状況および業務執行の状況を監査する。</p>
第15条(任期)		<p>本会役員の任期は2年とし再選を妨げない。</p>
	2	<p>補充された本支部役員員の任期は 前任者の残存期間とする。</p>

## 第5章 会議

第16条(会議)		<p>会議は総会、役員会とする。</p>
	2	<p>総会は定期総会と必要に応じて臨時総会を設ける。</p>
第17条(議長及び議決)		<p>会議の議長は相互推薦とする。</p>
	2	<p>会議の議決は出席者の過半数で決し、同数の場合は議長がこれを定める。</p>
第18条(定時総会)		<p>定期総会は原則として毎年1回事業年度終了後3ヵ月以内に開催する</p>
第19条(臨時総会)		<p>臨時総会は次のいずれかに該当する場合、役員会の決議を経て支部長が招集する。</p> <p>(1) 役員会で必要と認めたとき。</p> <p>(2) 本支部登録会員の2分の1以上からあらかじめ会議の目</p>

第 20 条 (総会招集及び議決方法)	<p>的とする事項を示され、請求があったとき。</p> <p>総会は支部長がこれを招集し、10 日以前に日時、場所および会議の目的事項を書面又は電子媒体により会員に通知する。</p> <p>2 総会は登録会員の 4 分の 1 以上の出席 (欠席会員の委任状を含む) がなければ議決する事ができない。</p> <p>3 総会における議決権は、関東支部会員名簿に登録された登録会員 1 名につき 1 票とし、未登録会員は議決権を有しない。</p>
第 21 条 (総会の決議事項)	<p>総会に提出し議決を必要とするものは次のとおりである。</p> <p>(1) 会則の変更</p> <p>(2) 前年度の会務決算報告書及び資産管理状況</p> <p>(3) 次年度の事業計画及び収支予算案</p> <p>(4) その他役員会において必要と認めたもの</p>
第 22 条 (総会の報告事項)	<p>総会に提出し報告を必要とするものは次のとおりである。</p> <p>(1) 前年度の事業報告</p> <p>(2) 前年度の業務及び会計監査の結果に関する内部監査役の報告</p> <p>(3) 役員選出の結果</p> <p>(4) その他役員会で必要と認めた事項</p>
第 23 条 (役員会)	<p>役員会は会則第 11 条、12 条によって選出された役員で構成し支部長がこれを召集する。</p> <p>2 役員会は支部運営に関する意思決定を行う</p>

## 第 6 章 資産及び会計

第 24 条 (資産の構成)	<p>本支部の資産は、次に掲げるものによって構成する。</p> <p>(1) 事業費</p> <p>(2) 本会が保有する定期性預貯金</p> <p>(3) 寄付金、剰余金その他の収入</p>
第 25 条 (資産の管理)	<p>本会の資産は支部長が管理し、その管理の方法は役員会で決議し、総会の承認を得る。</p> <p>2</p>
第 26 条 (会計)	<p>本支部に寄付金があるときは役員会の決議を経てこれを受領することができる。</p> <p>2 当支部の経費は、当支部の資産をもって支弁する。</p> <p>3 会計年度は事業年度と同じとする。</p>
第 27 条 (収支予算の作成)	<p>本支部の帳簿および記録は会員の請求があった場合には閲覧させなければならない。</p>

第 28 条 (決算報告書の作成)	支部長は年度の初めに収支予算書を作成し、役員会の承認を受けた後、総会に提出する。  支部長は会務決算報告書を作成し、内部監査役の監査を受け総会に提出する。
-------------------	---

#### 第 7 章 その他

第 29 条 (その他)	本会則に網羅されない事項が生じた時は役員会で協議し、必要に応じて総会議決とする。
--------------	--

#### 付則

本支部設立日：昭和 53 年 6 月 1 日

この会則は令和元年 7 月 1 日から効力を発効する。